

アートプラザ 1日貸室使用料早見表

NO. 1

令和8年(2026年)4月1日改定

開館時間 / 9:00~18:00 ※令和9年(2027年)4月以降

休館日 / 毎月第二月曜日(その日が祝日・休日にあたる場合は、翌日) ※令和9年(2027年)4月以降

単価：円(税込)

アートホール (1日単位)

使用日数	使用料
1	17,080
2	34,160
3	51,240
4	68,320
5	85,400
6	102,480
7	119,560
8	136,640
9	153,720
10	170,800
11	187,880
12	204,960
13	222,040
14	239,120
15	256,200

ギャラリーA(1日単位)

使用日数	使用料
1	9,440
2	18,880
3	28,320
4	37,760
5	47,200
6	56,640
7	66,080
8	75,520
9	84,960
10	94,400
11	103,840
12	113,280
13	122,720
14	132,160
15	141,600

ギャラリーB (1日単位)

使用日数	使用料
1	4,080
2	8,160
3	12,240
4	16,320
5	20,400
6	24,480
7	28,560
8	32,640
9	36,720
10	40,800
11	44,880
12	48,960
13	53,040
14	57,120
15	61,200

《使用料算定根拠》

○アートプラザ条例第3条(別表)

(注1) 使用時間に1時間未満の端数があるとき、又はその使用時間が1時間未満のときは、1時間とする。

- (1) アートプラザ使用許可申請書(様式第1号)は、使用する日の6ヶ月前から受付ける。ただし文化芸術活動での使用に限る。
※芸術文化活動以外での使用では、使用する日の3ヶ月前から受付ける。
- (2) アートプラザ使用許可申請書によるその使用を許可したときは、アートプラザ使用許可書(様式第3号)を申請のあった日から10日以内当該申請者に交付する。
- (3) 連続して使用できる期間は、市民ギャラリー、アートホールは15日、研修室、実技室は3日とする。
- (4) 芸術文化活動の利用で5日以上連続して使用する際は、使用する日の1年前から受付ける。
ただし1年先予約は、大分市民が1日から、大分市民以外の方は10日からとする。